東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 6月11日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 6月11日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		タービン建屋内所内通話装置において、拡声及び通話機能が使用できないことが認められたため、当該 通話装置を点検・修理。	GⅢ	
2		プロセス計算機のアラーム印字情報において、主タービン主蒸気止め弁A閉状態時、全閉信号の「ON」「OFF」が頻発する表示不良が認められたため、当該計算機入力信号を点検・修理。	GⅢ	